

# ○岡山市文化芸術基本条例

令和4年3月17日

市条例第8号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 基本理念等（第3条—第5条）

### 第3章 岡山市文化芸術推進計画等（第6条—第9条）

### 第4章 岡山市文化芸術推進会議（第10条—第13条）

### 第5章 雑則（第14条）

### 附則

岡山市は、豊富な水資源と温暖な気候風土に恵まれ、古くから吉備文化の中心地として栄えてきた。市内に数多く存在する遺跡は、往時の生活文化やその水準の高さを今に伝えており、中でも造山古墳などの巨大古墳は古代吉備勢力の繁栄を示している。吉備津彦命きびつひこのみことによる温羅退治うらの伝説は今に語り継がれ、昔話「桃太郎」の起源になったとされる。戦国時代から江戸時代にかけては、旭川河畔に築かれた岡山城の城下町として栄え、治山治水や干拓により各地域の振興が図られた。さらに、明治以降は、時代の大きな変革の波に挑む人々の英知により、福祉、医療、教育、政治、経済等の様々な分野で高い水準を備えた地方都市へと発展し、各種交通網の整備等により、今なお中四国地方の中核拠点都市として発展を続けている。

この間、文化芸術は常に人々と共にあった。地域の人々が連綿と紡いできた生活そのものが文化であり、そこに暮らす人々の心や地域社会をより豊かにしてきたものが文化であり芸術である。文化芸術は、我々の心に地域への愛着や誇りを根付かせる。

人は、自らが属するコミュニティ等の価値観を身に付け育つ。その後、多くの人と出会い、様々な経験をし、様々な文化芸術に触れ、心を揺さぶられるような体験を経て、価値観を変化させながら成長する。さらに、多様性の尊重や価値観の相互理解は、新たな価値観を生み出す土壌となり、人の持つ可能性を開花させ、新たな文化芸術の創造へと導く。

こうした文化芸術の創造的な発展が、地域をより魅力あるものとし、人々はさらに地域へ

の愛着や誇りを深め、次代の活力と賑わいのある地域づくりへとつながっていく。

岡山市が未来に向けてより一層発展していくためには、文化芸術に関する持続的な活動とこれを支える市民等の存在が不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにすること等により、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、本市における文化芸術の持続的な発展を図り、もって生きがい及び安らぎのある心豊かな市民生活並びに活力及び創造性にあふれ魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
- (3) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (5) 市民等 市民、文化芸術団体及び事業者をいう。

## 第2章 基本理念等

### (基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術を創造し、享受することが市民の生まれながらの権利であることを基本とする。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手である市民等の自主性及び創造性が十分に尊重されるものとする。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術活動が活発に行われる環境の整備を行うとともに、文化芸術活動を担う人材の育成を図るものとする。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、歴史、風土等に培われてきた本市の文化芸術を保存し、継承し、及び新たな文化芸術へと発展させるよう努めるものとする。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を生かしたまちづくり及び地域づくりを行うとともに、積極的な情報発信等により国内外の地域及び人々との文化芸術を生かした交流を図るものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、文化芸術を享受するとともに、自らが文化芸術の担い手として、自由に主体的な文化芸術活動の推進等に努めるものとする。

- 2 市民等は、自らの個性や地域の特性を生かしながら、相互に理解し、連携し、協働して文化芸術活動に努めるものとする。

### 第3章 岡山市文化芸術推進計画等

(岡山市文化芸術推進計画)

第6条 市長は、本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定により、岡山市文化芸術推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、推進計画の策定及び変更にあたっては、第10条の岡山市文化芸術推進会議に意見を聞くものとする。
- 3 市長は、推進計画の策定及び変更にあたっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めるよう努めるものとする。

(施策)

第7条 市は、基本理念及び推進計画に基づき、文化芸術の振興を図るとともに、文化芸術活動の持続的な発展を推進し、市民等が文化芸術を享受できるよう必要な支援等の施策を行うものとする。

(顕彰)

第8条 市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

#### 第4章 岡山市文化芸術推進会議

(岡山市文化芸術推進会議の設置)

第10条 文化芸術の振興に関する本市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術基本法第37条の規定により、岡山市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他文化芸術の振興に関すること。

(組織等)

第12条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議等)

第13条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。